

岡田事務所通信

令和 7 年 **6** 月号 (第 238 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

年金関連法案が衆院本会議で可決 基礎年金の底上げ明記

公的年金の制度改革を盛り込んだ年金関連法案と法案に基礎年金の底上げを追加する修正案が、衆院本会議で賛成多数で可決しました。6 月から参院で審議が始まり、今国会で成立する見通しです。

年金の制度改革は、ケース分けした将来の経済状況を前提に年金制度をチェックする 5 年に 1 度の財政検証の結果を踏まえて行われます。今回の法案では、短時間労働者らが厚生年金に加入する年収「106 万円の壁」をなくす、一定以上の収入がある働く高齢者の厚生年金を減らす「在職老齢年金」制度の見直し、子どものいない現役世代の遺族厚生年金制度の見直しなどが盛り込まれています。

「在職老齢年金」については、現行制度では 65 歳以上の高齢者は厚生年金と給与の合計が月 50 万円を超えると厚生年金の受給額が減る仕組みですが、改正により月 62 万円までなら満額を受け取れるようになります。

改正労働安全衛生法成立 フリーランスの労災防止などの狙い

フリーランスとして働く人も企業に雇用された人と同じように職場での安全対策を定めた労働安全衛生法の対象とすることや、職場の「ストレスチェック」をすべての事業所に義務づけることなどを盛り込んだ改正労働安全衛生法が成立しました。これまで原則として企業に雇用された労働者を対象としてきた労働安全衛生法ですが、総務省の令和 4 年の調査では本業がフリーランスという人が 209 万人にのぼり、改正法ではフリーランスも対象として労働災害を防ぐという狙いがあります。

具体的には、フリーランスが仕事をしていて死亡した場合や 4 日以上休むけがや病気をした場合、業務を発注した事業者などが労働基準監督署に報告することや、フリーランスがほかの労働者と同じ場所で危険な作業を行う場合特別教育を受けることなどを、それぞれ義務づけます。

また、改正法では、仕事の強いストレスなどの精神障害で労災と認められた人が令和 5 年度に 883 人と過去最多となる中、従業員 50 人以上の事業所に実施を義務づけている「ストレスチェック」をすべての事業所に拡大し、職場のメンタルヘルス対策を進めます。

3 月求人 1.02 倍 2 カ月連続で前年同月超え 帯広公共職業安定所

帯広公共職業安定所は、3 月の雇用情勢を発表し、有効求人倍率は 1.02 倍で、前年同月 (0.98 倍) を上回りました。前年を上回るのは 2 カ月連続で、同所は卸売業・小売業の新規開店にかかる求人など「個別の要因が大きい」としています。

新規求人数は 1939 人で 1.9% 増となり、産業別で前年比で伸びたのは、卸売業・小売業 343 人 (54.5% 増)、医療・福祉 481 人 (8.8% 増) などとなっています。卸売業・小売業は、イトーヨーカドー帯広店跡の商業施設の新規店舗開店に伴う求人が増えました。月間有効求人数も 2.3% 増の 5315 人となり、卸売業・小売業は、1 月に札幌の新店舗で働く従業員の求人が増えており、この求人が 3 月も有効となっている要因があります。



- 芝桜（滝上公園） -

◆ ご存知ですか？ ◆

【 静かな退職 】

「静かな退職」とは、社員が会社に在籍しながらも、業務範囲を超えた貢献や積極的な姿勢を控え、与えられた最低限の仕事のみにとどめる働き方を指す言葉です。正式な退職とは異なり、表向きは勤務を継続しているものの、実質的には意欲やモチベーションが大きく低下した状態といえます。組織としては協調性や生産性の停滞といった課題に直面することになります。

会社側がこの問題に対処するには、単に「やる気がない社員」として処理するのではなく、その背景にある要因を丁寧に把握することが重要です。例えば、評価制度の透明性を高めたり、適正な業務量の配分等について見直し、従業員の仕事への意欲を高める工夫が求められます。

事 務 所 よ り

5月の連休も終わり、十勝はこれから本格的な夏までは過ごしやすいシーズンとなりますね。一方で本州方面では例年通り、梅雨入りを迎える地域が多く、ジメジメした気候になります。最近の北海道も暑さは本州方面並みの日もよくあり、湿度も以前と比べると、大分上がってきたような気がしますが、本格的な「梅雨」の時期がないのはとても恵まれているように思います。ここ数年は「蝦夷梅雨」という言葉も使われるようになりましたが、本来の梅雨とは発生条件的に違うものであり、期間も短いことから、それほど不快な時季とは認識されていませんね。温暖化等の影響で、日本全体の気候も変化してきてはいますが、梅雨だけは北海道には根付いてほしくないものですね。

人材紹介サービス等を行うエン・ジャパンが行った『『ミドルの転職』転職者分析レポート』の調査結果によると、ミドル世代（35歳～59歳）の転職が6年で2.45倍となり、特に50代は6年で5.3倍の増加となったそうです。ミドル世代のニーズが高まっている背景には、昨今の人手不足があり、会社側でもスキルや知識が豊富な即戦力を取り入れる狙いがあり、管理職になりうる人材として、ミドル層の採用を強化している現状があります。ただ、一方で希望条件とのミスマッチや適応力の問題、そして期待とのギャップ等もあり、うまくいかないケースも散見されています。会社側としては、社内の現状を見極めた上で、慎重に採用を判断していく必要があるかと思います。

業 務 内 容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出手続

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

6月2日から労働保険料の概算確定保険料申告の受付が開始されています。弊社の方で労働保険料についての内容確認、計算を行い、電子申請により労働局に手続を行います。手続完了後に先に保険料の納付書を送らせていただき、その後申請書類の控えをお届けいたします。どうぞよろしくお願いいたします。（事務組合及び一人親方加入の事業所様につきましてはすでに手続が完了しています）

